

働き方改革関連法案が 可決されました

可決

可決された法案一覧

- 1 残業時間の上限規制
- 2 有給取得の義務化
- 3 勤務間インターバル制度
- 4 割増賃金率の猶予措置廃止
- 5 産業医の機能強化
- 6 同一労働同一賃金
- 7 高度プロフェSSIONAL制度の創設

2019年4月より順次施行

2018年6月29日、野党の反対を押し切り、「働き方改革関連法案」が可決されました。これにより経営幹部や人事担当は企業変革の準備が必要になってきます。

- ・何が変わるのか
- ・何が問題なのか
- ・会社で何が必要なのか

を当事務所が徹底解説します。

うまく活用できれば、従業員の定着率向上や意識向上も実現できます。

2019年4月1日より労働基準
法の法改正があります。

改革関連法案解説します

36協定の上限規制

有給休暇の5日間の付与

準備はお済み
でしょうか？

ご不明もしくはわからない点が
ございましたら当事務所が
ご説明致します。



福岡労務経営管理事務所
助成金・給与労務手続センター

TEL: 092-516-7241

